

第 2 期君津市子ども・子育て支援計画

《 中間年の見直し 》

【 計画見直しの趣旨 】

家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化や少子化の急速な進行、待機児童の増加に対応するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て支援関連 3 法が制定されました。質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 27 年度から「子ども・子育て新支援制度」がスタートしました。新たな制度のもとでは「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することが目指されています。君津市においても子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項に基づき、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、平成 27 年 3 月に「君津市子ども・子育て支援計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期君津市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

子ども・子育て支援計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5 年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量）を定めることになっていますが、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

第 2 期君津市子ども・子育て支援計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画年度としており、令和 4 年度が中間年度に当たることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、令和 2 年度および令和 3 年度の事業の実施状況や利用状況等を踏まえ、見直しを行います。

【 量の見込みと確保方策の見直し 】

近年の実績などを踏まえ、君津市子ども・子育て支援計画45ページ～55ページの量の見込みと確保方策の見直しを行います。

〈参考〉量の見込み算出にあたり用いる推計児童人口

平成30年～令和4年の実績値をもとにコーホート変化率法を用いて算出しています。

R2～R4：上段 実績、下段 ()内はR2見直し時計画人数

R5～R6：上段 見直し後の計画人数、下段 ()内はR2見直し時計画人数
(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	455 (455)	434 (470)	430 (457)	404 (439)	398 (425)
1・2歳	1,058 (1,058)	976 (952)	903 (907)	873 (909)	843 (878)
3～5歳	1,710 (1,710)	1,629 (1,629)	1,559 (1,536)	1,492 (1,456)	1,384 (1,368)
小 計	3,223 (3,223)	3,039 (3,051)	2,892 (2,900)	2,769 (2,804)	2,625 (2,671)
6～11歳	3,574 (3,574)	3,485 (3,481)	3,464 (3,454)	3,395 (3,365)	3,333 (3,294)
12～17歳	4,105 (4,105)	4,100 (4,095)	3,945 (3,954)	3,787 (3,791)	3,707 (3,692)
合 計	10,902 (10,902)	10,624 (10,627)	10,301 (10,308)	9,951 (9,960)	9,665 (9,657)

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言います。コーホート変化率法とは、一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

◎教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」を計画するものとされています。必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。なお、本市では、教育・保育及び地域子ども

も・子育て支援事業における区域については、「市内全域＝1区域」としています。

◎教育・保育に関する施設・事業の種類

【幼稚園】

3歳から小学校入学までの幼児が、義務教育等の基礎を培うものとして、その心身の発達を助長することを目的としている施設です。在園児の長時間の預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

【保育所】

保護者の就労などにより、保育が必要な乳幼児または幼児を保育することを目的とする施設です。

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設のこと、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設です。

【小規模保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は、6人以上19人以下です。

【家庭的保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児において、家庭的保育者の居宅、その他の場所において保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

【事業所内保育事業】

事業主（企業）等が、主に3歳未満の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても事業者等が設置する施設等で保育を行う事業です。

【居宅訪問型保育事業】

主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

※家庭的保育者 市長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市長が適当と認めるもの。

◎量の見込み及び確保方策

「幼児期の教育・保育事業」の「量の見込み」を算出し、見込みに基づいた供給体制の確保方策を掲げます。「量の見込み」の算出にあたっては、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用い、保育の必要性の認定区分、年齢区分に応じて算出しています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園、認定こども園 地域型保育事業

図表 教育・保育量の見込み等の内訳（見直し後）

R2～R4：上段 実績及び見込み人数、下段 ()内はR2見直し時計画人数

R5・R6：上段 見直し後の人数、下段 ()内はR2見直し時計画人数

		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1～2歳
2年度 実績	① 量の見込み		902 (897)	714 (752)	48 (65)	434 (455)
	②確保方策	特定教育・保育施設	5 (5)	958 (981)	88 (88)	441 (441)
		確認を受けない幼稚園	1,045 (1,045)			
		特定地域型保育事業			12 (12)	38 (38)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
	② (供給) - ① (需要)		148 (153)	244 (229)	52 (35)	45 (24)
3年度 実績	① 量の見込み		798 (875)	772 (768)	68 (70)	450 (464)
	②確保方策	特定教育・保育施設	5 (5)	918 (981)	86 (88)	433 (441)
		確認を受けない幼稚園	1,045 (1,045)			
		特定地域型保育事業			12 (12)	38 (38)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
	② (供給) - ① (需要)		252 (175)	146 (213)	30 (30)	21 (15)

		1号	2号		3号	
			教育	保育	0歳	1～2歳
4年度 見込み	① 量の見込み		667 (822)	793 (744)	62 (79)	405 (490)
	②確保方策	特定教育・保育施設	137 (137)	1,019 (1,059)	92 (94)	468 (476)
		確認を受けない幼稚園	730 (730)			
		特定地域型保育事業			12 (12)	38 (38)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
② (供給) - ① (需要)		200 (45)	226 (315)	42 (27)	101 (24)	
5年度 推計	① 量の見込み		599 (809)	806 (737)	65 (76)	414 (491)
	②確保方策	特定教育・保育施設	317 (137)	1,061 (1,059)	104 (94)	474 (476)
		確認を受けない幼稚園	390 (730)			
		特定地域型保育事業			18 (12)	50 (38)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
② (供給) - ① (需要)		111 (58)	255 (322)	57 (30)	110 (23)	
6年度 推計	① 量の見込み		555 (773)	748 (739)	64 (73)	400 (474)
	②確保方策	特定教育・保育施設	317 (137)	947 (1,059)	93 (94)	429 (476)
		確認を受けない幼稚園	390 (730)			
		特定地域型保育事業			18 (12)	50 (38)
		認可外保育施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)
② (供給) - ① (需要)		155 (94)	199 (320)	47 (33)	79 (40)	

※特定教育・保育施設

認定こども園や保育所、市が施設型給付費の対象と「確認」した幼稚園のこと。

特定地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のこと。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

◎「地域子ども・子育て支援事業」について

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象になっています。

◎量の見込み及び確保方策

「量の見込み」の算出にあたっては、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向を用いて算出しています。

今回は、令和2・3年度の実績を踏まえ、令和4～6年度の事業量の見込みと確保する供給量を見直します。子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、「地域子ども・子育て支援事業」の実施を進めていきます。

地域子ども・子育て支援事業の種類（13事業）

【利用者支援事業】

子育て中の親子や妊婦が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や一時預かり保育などの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報の提供や相談・助言を行うなど利用者支援を図るものです。

本市では、基本型、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の3つに分類される利用者支援事業のうち、母子保健型を実施しており、現在、すこやか親子サポート「つみき」において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を目指しています。（健康づくり課）

【地域子育て支援拠点事業】

乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての情報の提供、相談、助言その他の援助を行っています。

保護者等が気軽に利用できるように積極的に事業の周知を行い、各センターで特色のあるイベントを実施し、様々な交流を推進します。（こども政策課）

【乳児家庭全戸訪問事業】

保健師や助産師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と養育環境の把握を行います。（健康づくり課）

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行っています。

（こども政策課）

【子育て短期支援事業】

保護者が、疾病や疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。（こども政策課）

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。（保育課）

【時間外保育事業（延長保育）】

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園において、保育時間（8時間・11時間）を超える時間帯の保育を行う事業です。（保育課）

【病児・病後児保育事業】

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。（保育課）

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学校へ通う児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

原則、新しく整備する場合は、余裕教室を利用しますが、学校の再編状況を勘案しながら、児童が安全な場所で安心して放課後の時間を過ごせるよう、整備を検討していきます。（こども政策課）

【ファミリーサポートセンター事業】

市が設置するファミリーサポートセンターが、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例としては、子どもの預かりや送迎などがあります。（こども政策課）

【妊婦健康診査】

母子健康手帳に「妊婦健康診査受診票・助成券」を添付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成し、健康診査の受診率の向上を図ります。（健康づくり課）

【実費徴収に係る補足給付】

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。（保育課）

【多様な主体の参入促進事業】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する事業です。（保育課）

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保（見直し後）

R2～R4：上段 実績及び見込み数、下段（）内は当初計画数
 R5・R6：上段 見直し後計画数、下段（）内は当初計画数

	単位		実績		見込み	推計		備考
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	箇所	見込み	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
		確保	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
地域子育て支援拠点事業	延人数	見込み	16,227 (29,482)	14,207 (30,801)	19,358 (28,793)	24,509 (27,990)	29,660 (27,130)	
		確保	16,227 (29,482)	14,207 (30,801)	19,358 (28,793)	24,509 (27,990)	29,660 (27,130)	
	施設箇所	確保	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	見込み	454 (514)	446 (498)	440 (481)	440 (466)	440 (449)	
		確保	454 (514)	446 (498)	440 (481)	440 (466)	440 (449)	
養育支援訪問事業	延べ訪問件数	見込み	723 (379)	703 (379)	729 (379)	729 (379)	729 (379)	
		確保	723 (379)	703 (379)	729 (379)	729 (379)	729 (379)	
子育て短期支援事業	延人数	見込み	6 (15)	6 (15)	22 (15)	25 (15)	25 (15)	
		確保	0 (32)	10 (32)	22 (32)	25 (32)	50 (32)	
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	見込み	13,962 (12,749)	15,437 (12,912)	11,472 (12,310)	11,472 (11,938)	11,472 (11,407)	
		確保	9,600 (13,000)	11,000 (13,000)	11,000 (13,000)	12,000 (13,000)	12,000 (13,000)	
	幼稚園以外	見込み	1,735 (2,219)	2,045 (2,126)	1,805 (2,036)	2,351 (1,986)	2,427 (1,911)	
		確保	4,000 (4,140)	3,680 (4,140)	3,840 (4,140)	5,420 (4,140)	5,520 (4,140)	

	単位		実績		見込み	推計		備考	
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
時間外保育事業 (延長保育)	実人数	見込み	330 (323)	333 (334)	1,185 (312)	1,271 (306)	1,271 (295)	令和4年度以降の見込み・確保量は、民間園も含め推計した数値	
		確保	350 (340)	350 (340)	1,190 (340)	1,280 (340)	1,280 (340)		
病児・病後児保育事業	延人数	見込み	40 (190)	77 (200)	87 (244)	150 (299)	150 (348)		
		確保	870 (870)	870 (870)	870 (870)	870 (870)	870 (870)		
放課後児童健全 育成事業	実人数	見込み	低学年	529 (438)	524 (446)	518 (442)	544 (448)	571 (458)	
			高学年	241 (210)	185 (220)	218 (240)	230 (258)	244 (279)	
			合計	770 (648)	709 (666)	736 (682)	774 (706)	815 (737)	
		確保	780 (700)	787 (700)	834 (700)	834 (740)	828 (740)		
ファミリー サポート センター事業	延人数	見込み	712 (682)	471 (655)	437 (637)	450 (618)	500 (598)		
		確保	310 (700)	351 (700)	353 (700)	400 (700)	500 (700)		
妊婦健康診査	実人数	見込み	694 (514)	714 (498)	669 (481)	633 (466)	629 (449)		
		確保	694 (514)	714 (498)	669 (481)	633 (466)	629 (449)		
実費徴収に係る 補足給付	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業です。</p> <p>幼稚園（新制度未移行園）における、低所得者世帯等の子どもに対して副食材料費に要する費用の補助を対象とし、他の費用の助成についても検討していきます。</p>								
多様な主体の参 入促進	<p>新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を補助する事業です。</p> <p>国が示す具体的内容にしたがって検討を進めます。</p>								

3 追加の記載事項

◎「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」について

第2期君津市子ども・子育て支援計画の53ページに、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」についての記載がありますが、今回の見直しに伴い、下線部分のように記載を追加します。

【放課後児童健全育成事業】（放課後児童クラブ）

労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学校へ通う児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

現在の利用状況等を踏まえて、各クラブへの運営補助を行います。

また、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの整備が重要となります。

原則、新しく整備する場合は、余裕教室を利用しますが、学校の再編状況を勘案しながら、児童が安全な場所で安心して放課後の時間を過ごせるよう、整備を検討していきます。

周西の丘小学校にある放課後児童クラブについては、校舎の改修・増改築に伴い、支援単位2単位分の教室を整備します。

《第2期君津市子ども・子育て支援計画 中間年の見直し》

発行年月 令和5年3月

編集・発行 君津市健康こども部こども政策課

T E L (0439) 56-1128

F A X (0439) 56-1629

U R L <https://www.city.kimitsu.lg.jp/>

〒299-1192

千葉県君津市久保2-13-1
